

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年4月22日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部財務局資産経営課

電話番号 054-221-2533

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

財資第34012号

(2) 業務名

令和4年度静岡県庁舎等警備業務委託

(3) 業務場所

静岡市葵区追手町地内

(4) 業務概要

静岡県庁舎（静岡県庁本館、東館、別館及び西館）の庁舎等警備業務

(5) 業務期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であって、営業種目は「1. 警備」を登録していること。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

(7) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は営業所が静岡県内にあること。

(8) 静岡県内において平成24年4月1日以降に、下記のア及びイの条件を全て満たした施設の警備（常駐）の業務を、同一施設で2年以上誠実に履行したと認められる実績があること。（受注した業務の全部又は一部を一括して第三者に委任し又は請負させたものは除く。）

ア 階数が5以上（地下階も含める。）の建物を含む同一敷地内の施設で、その延床面積の合計が15,000㎡以上あること。

イ 建物全体を一括管理して行う警備業務であり、オフィスビル（主として事務所として使用する建物を指す。）、試験研究施設、大学施設、病院施設その他これらに類する施設のいずれかであること。

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係があり、次のいずれかの資格要件を満たす者を、当該業務の警備を統括する者として1人以上配置できる者であること。

ア 施設警備業務2級以上の検定資格を有する者

イ 常駐警備の警備長等（複数人員が警備に従事する場合において、当該警備員を指揮統制する者を指す。）の経験が2年以上の者

ウ 官公庁における常駐警備の実務経験が3年以上の者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和4年4月22日（金）から令和4年5月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

上記2に同じ。

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札

に参加することができない。

(1) 提出期間

令和4年4月22日（金）から令和4年5月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで。

(2) 提出書類

郵送又は電送によるものは受付けない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 庁舎等管理業務競争入札参加資格に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 本県において、平成24年4月1日以降に、階数が5以上（地下階も含める。）の建物を含む同一敷地内の施設で、その延床面積の合計が15,000㎡以上のオフィスビル（主として事務所として使用する建物を指す。）、試験研究施設、大学施設、病院施設その他これらに類する施設のいずれかの建物警備（常駐）の業務を2年以上誠実に履行したと認められる実績を有することを示す契約書の写し及び建物の規模がわかる書類の写し

エ 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係があり、次のいずれかの資格要件を満たす者を、当該業務の警備を統括する者として1人以上配置できる者であることのわかる書類の写し

(7) 施設警備業務2級以上の検定資格を有する者

(4) 常駐警備の警備長等（複数人員が警備に従事する場合において、当該警備員を指揮統制する者を指す。）の経験が2年以上の者

(9) 官公庁における常駐警備の実務経験が3年以上の者

オ 長3号封筒（簡易書留料金を含む切手404円分を貼付）

(3) 提出場所

上記2に同じ。

(4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和4年5月11日（水）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和4年5月18日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和4年5月19日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

8 現場説明会

現場説明会は行わない。

9 設計図書等に対する質問と回答

(1) 質問の受付期間と方法

令和4年4月22日（金）から令和4年5月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時までに書面（様式は任意）により提出すること。

(2) 質問への回答方法等

令和4年5月11日（水）から令和4年5月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで上記2に示す場所で縦覧する。

10 入札執行の日時、場所等

(1) 入札執行日時 令和4年5月20日（金） 午前10時00分

(2) 入札の場所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階第3会議室

(3) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に100分の10を乗じて得た額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

12 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

13 支払条件

12回の分割払いとする。

14 その他

- (1) 県は令和4年7月1日から令和5年6月30日までの委託契約期間にかかわらず、令和5年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、令和5年4月1日以降

の契約を解除することができる。

- (2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) その他詳細不明の点については、静岡県経営管理部財務局資産経営課（電話番号054-221-2533）に照会すること。